

条例の主な内容

市の役割

市は、県や警察、また他市町村、その他の関係行政団体等と連携し、暴力団排除に関する施策を総合的に推進します。



入札等における措置

市は、暴力団員等を、市が行う売買等の契約の相手方としないほか、暴力団排除のために必要な措置を講じます。



市の事務事業における措置

市は、市の事務又は事業から、暴力団による不当な行為による影響の排除に努めます。



市民に対する支援

市は、市民が暴力団排除のための活動が自主的にできるよう、助言、指導や必要な支援を行います。



啓発活動

市は、市民が暴力団排除の重要性を深めることができるよう、市民に対し、広報活動や啓発活動を行います。



金品等の供与の禁止

県内において事業を行っている法人等は、暴力団の威力を利用する、又は活動・運営に協力する目的で、金品等の供与をしてはならない。



※宮城県暴力団排除条例より

市の事務事業における暴力団排除

- ★暴力団の公共施設の利用の制限に関する条例
- ★大崎市市営住宅条例
- ★大崎市定住促進住宅条例
- ★大崎市分譲宅地成約報酬制度実施要綱
- ★大崎市公告掲載要綱
- ★大崎市が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱
- ★大崎市建設工事元請・下請関係適正化要綱
- ★大崎市競争入札参加登録業者等指名停止要領
- ★大崎市物品調達等に係る競争入札の参加資格等に関する規程
- ★大崎市建設関連業務に係る競争入札の参加資格に関する規程



【問い合わせ】

●防災安全課 ☎0229-23-5144 FAX0229-24-2249

【暴力団に関する相談】

●古川警察署 ☎0229-22-2311 ●鳴子警察署 ☎0229-82-2249

●宮城県警察本部（暴力団対策課） ☎022-222-8930

●公益財団法人宮城県暴力団追放センター

〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目5-22

☎0120-818930 ☎022-215-5050